

1970年第81回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 12月16日(第3日目) 午前10時2分開議  
午後5時41分散会

2. 出席議員(20名)

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| 1番 伊 佐 徳次郎            | 2番 島 徳 吉               |
| 3番 大 川 正 雄            | 4番 天 久 盛 雄             |
| 5番 宮 城 正 光            | 6番 稻 福 仁 正             |
| 7番 宮 城 仁 政            | 8番 又 吉 正 弘             |
| <del>9番 宮 城 徳 行</del> | 10番 比 嘉 守 盛            |
| 11番 安 次 高 盛 信         | 12番 崎 間 正 篤            |
| 13番 榎 原 盛 信           | 14番 仲 村 春 信            |
| 15番 山 本 朝 保           | <del>16番 武 島 行 雄</del> |
| 17番 多 和 田 真 一         | 18番 大 川 昇              |
| 19番 玉 那 覇 行 雄         | 20番 伊 佐 豊 仁            |
| 21番 比 嘉 義 定           | 22番 古 波 蔵 清 次郎         |

3. 欠席議員(2名)

9番 宮 城 徳 行  
16番 武 島 行 雄

4. 議事説明員

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| 市 長 崎 間 健一郎          | 助 役 沢 堀 安 一  |
| 政 務 長 興 屋 好 水        | 秘書課長 多和田 真 一 |
| 住民課長 知 念 和 夫         | 厚生課長 伊 佐 友 藏 |
| 税 務 課 長 古 波 蔵 信 三    | 農林課長 崎 間 政 光 |
| 商工観光課長 榎 原 盛 真       | 部計課長 新 垣 信 栄 |
| 建設課長 高 宮 城 昇         | 消防長 大 城 仁 幸  |
| 固定資産<br>評価課長 武 島 正 孝 |              |

水道部長 仲村 春盛      営業課長 奥里 得弘  
会計課長 天久 実      工務課長 金城 健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉 健男      庶務係長 照屋 毅  
議事係長 島袋 真由      書記 仲村 春夫  
書記 比嘉 定治

6. 議事日程 (第 3 号)      1970 年 12 月 16 日 (祝 曜)

日程第 1	一般案内
日程第 2	
日程第 3	
日程第 4	

議 長

只今の出席議員は18名にありまはす。定数に  
不足は有りまはす。第81回富野澤市議会  
常例会(第3日目)の本会議を開きまはす。  
本日午後7時45分に開会し、議程を通りまは  
す。本日は一般質問を議題としまはす。  
暫く休憩をとりまはす。一般質問の順序を説明  
しまはす。  
(午後10時2分)

議 長

休憩をとりまはす(午後10時2分)  
再開をとりまはす(午後10時5分)

議 長

2番の島徳吉君の1の質問を許しまはす。

2 番

厚野澤市理場の件は、一般質問をとりまはす。  
市会が厚野澤市理場の火災にあつたのは、4日と解  
りまはす。又理場の調査を完了し  
まはす。

2番目に、火事の場合、地域住民は、相  
当な手当てを必要とする。迷惑をさすまはす。  
火災に及ぶ施設は、できるだけ取りまはす。  
火災発生後、相当な損失を生じまはす。地域住民の  
苦情は、大変なものである。火災に及ぶ8.990円  
は、予算からまはす。現在、火  
災に及ぶ火事の原因は、火災原因は、火災



中程、その程度、下火の330分、消防をばと派  
遣の130分、住民の330分、迷惑の50分、330分  
松の最大限度の努力をばらばらしく、凡向  
の330分、夜の60分、非常にくさくさ330分  
二を住民から苦情も聞かす330分、やう  
菜の330分、勿論タバコの吸いがら  
どら投りし水も330分、ある日は  
の搬入の人、故意の330分、捨てる330分  
か、その菜の330分、はつきり120分、330分、  
今後やう330分、330分、松の10分、330分、  
たかと思つて330分、持て330分、330分、  
は、どうも現在の露土式知照場、先  
身より330分、市庁、市庁、  
理想的な煙草貯蔵今後政府に陣情120分、設置  
120分、その菜の330分、72年度、  
30分、解り330分、一応の煙草貯蔵の申請120分、  
120分、その菜、場所の問題も330分、  
水も、その場所の問題も330分、今後  
地域住民、330分、官庁、  
120分、やう330分、場所を検討120分、市  
120分、積極的、330分、問題、  
と330分、330分、  
ら道路、露土式知照場、  
330分、330分、前の局長  
から陣情、330分、  
路、330分、  
120分、  
120分、  
330分、  
330分、  
330分、

1990.12.16

予等。今々三三 予に申すに云くは、予等は  
今々三三 予に申すに云くは、予等は  
が将来に道路を拡張し、予等は予等は  
予等は。予等は予等は予等は。予等は予等は  
交通の支障がある。予等は予等は予等は  
予等は。予等は予等は予等は。

### 厚生課長

予等三三 予に申すに云くは、予等は  
予等は。予等は予等は予等は。予等は予等は  
予等は予等は予等は予等は。予等は予等は  
予等は予等は予等は予等は。予等は予等は

### 二 森

予等三三 予に申すに云くは、予等は  
予等は。予等は予等は予等は。予等は予等は  
予等は予等は予等は予等は。予等は予等は

### 市 長

予等三三 予に申すに云くは、予等は

### 課 長

予等三三 予に申すに云くは、予等は

### 20 森

予等三三 予に申すに云くは、予等は  
予等は。予等は予等は予等は。予等は予等は  
予等は予等は予等は予等は。予等は予等は  
予等は予等は予等は予等は。予等は予等は

市が行政的一括して指導している。各  
々の自治会を中心として契約をい  
やうにするが、その内容がいろいろ  
ある。

厚生課長

お答に申し上げます。市野添市の場合は、殆ど  
どが、市が自治会と個人と契約し、自治会と  
又業者と契約し、現在如何にありませうか  
か。市の場合は、市が行政として個人と  
する場合は、市が手数料を10円から100-200  
の範囲の10%程度をいやうにするか  
個人と一前をいやうにするか、一前個人と  
する。市が各業者を集めていよる  
か。現在のところは、いやう  
あります。

30 審

市の場合は、市が業者と  
契約するかどうか。

厚生課長

一前市が指導している。自治会  
各個人からいよる。市が  
契約する。毎月何日か支払  
する。業者の方をいよる  
か。個人と契約する場合は  
、又1人の徴収人をいよる  
か。平均をいよるか。思  
います。

厚生課長

日ハ、為さず。為す中ハ、日ハ、日ハ、中ハ、  
個人契約ハ、4=3ガゴゾル。行政区ハ、  
個人ハ、契約ハ、業者ハ、契約ハ、4=3ハ、  
11ヶ所ゴゾル。外ヨリ個人ハ、直接業者ハ、  
契約ハ、11ヶ所ハ、若クハ、1己2己3己ハ、  
新成、新築2己ハ、ゴゾル。外ヨリ新  
築1己ハ、適合ハ、現在ハ、4=3、個人ハ、  
新築ハ、1己ハ、ゴゾル。外ヨリ個人ハ、  
契約ハ、2己ハ、ゴゾル。外ヨリ業者ハ、  
1己ハ、中ヨリ必要度ハ、契約ハ、例ハ、  
森林地域ハ、ゴゾル。燃之2己ハ、全  
部燃之1己ハ、燃之3己ハ、  
性ハ、ゴゾル。若クハ、  
燃之1己ハ、燃之1己ハ、  
燃之1己ハ、燃之1己ハ、

20番

為さず。為す中ハ、日ハ、日ハ、  
清掃条例ハ、外ヨリ中ハ、  
外ハ、一般家庭ハ、25セント以内ハ、  
徴収175セントハ、  
今厚生課長ハ、  
徴収175セントハ、  
徴収175セントハ、  
徴収175セントハ、  
徴収175セントハ、  
徴収175セントハ、  
徴収175セントハ、  
徴収175セントハ、



自治会の方へ、指収の振込前、支外にお安く  
1円もかさんだていうことにはなりません。やるべきと  
いう指身は1円は40%以下で済みます。

厚生課長

この前、新年度当初からの方針は、ご説明のとおり  
申し上げるだけで、自治会を中心とした、部署間の  
円滑な各領域の連携、自治会と人とのよく理解を  
図ることは、自治会と人の方へお安く  
する。そして、業者も経費負担は、なるべく、そ  
ういうことが、ゆとりで、ゆとりで、ゆとりで、ゆとりで、  
ゆとりで、ゆとりで、ゆとりで、ゆとりで、ゆとりで、  
ゆとりで、ゆとりで、ゆとりで、ゆとりで、ゆとりで、  
ゆとりで、ゆとりで、ゆとりで、ゆとりで、ゆとりで、

20 番

申分、団体間の徴収処理は、同じように  
します。

厚生課長

行政と人との連携を、ご説明のとおり、大体一週  
に一回、ご説明のとおり、又、行政と人との  
毎日、取りたい所は、ご説明のとおり。

20 番

これは、20%の外、負担は、ご説明のとおり。

局長

毎日取つた額は30000円外に行政は0円  
のりです。

20 番

解りたか。おれからいませ。今後、おれは  
市中、いれ中、あつらへるに、おれは、今、直接、市、  
村、の、経、営、に、参、加、し、て、お、れ、は、お、れ、の、  
資、本、に、お、れ、は、今、後、お、れ、の、個、人、契、約、を、お、れ、  
は、自、治、会、の、個、人、の、契、約、に、お、れ、は、お、れ、の、  
お、れ、は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、  
は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、  
は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、

市 長

おれは、おれ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、  
は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、  
は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、  
は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、  
は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、  
は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、  
は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、

20 番

おれ、は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、  
は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、  
は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、  
は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、  
は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、  
は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、  
は、お、れ、の、お、れ、は、お、れ、の、お、れ、



知税に及ぶ部不十分。それらの言に誤り不  
 ず。それらの市町村に於いて。今後ま  
 つて個人事業。いわゆる個人業者の現在の  
 方式に及ぶに人だ。あるは市の直接業に  
 移す人だという。それらの見直しもつてたとい  
 新のほうというところは弱業がある人だ。  
 わさの11,000の人口をいす。平均は5,000ト  
 ちのてかんて。それらをその間の市町村  
 12。購入に全部に。負担に運営をたす  
 た市町村。10L=11.40,000を越す様。11の  
 伸人口をまつてたりす。11の健康都市を  
 市町村の市町村にありすといす。今後  
 初11。それら=40といす。見直し  
 す。いわゆる又その目途をたすといす。二  
 の原因をたす。どういうところは人だ。

市 参

打合せの時。北谷村の場合には解り  
 ません。市町村の場合。一樹を上げると  
 1日1位位出るといす。工場と。それ  
 いう人も一応はそれら。一部は業者一部  
 は市営の産業。知税もあつて。この問題  
 にあつて。十分検討して。いふこと。思つて  
 たりす。市営に。それら。あるは現在の業  
 者があつて。業者との関係もあつて。し  
 16名の業者を。市営に。場合のことは  
 問題と。又新しく雇う場合。この人達の仕事  
 の輪廻を。それら。この問題の加味は  
 たりす。十分検討して。いふこと。思つて。



この意味は早急のやり問題を解決したいという  
お考えが主です。

市長

一前1台2台というふうなことは、その全  
てのござはつかないで、早急の解決を希望して  
所長の方でその解決をせんやうです。その問題  
もあつたし、現在の業者の問題もあつたし、  
特に富野港の場合は、外人の港費が相当な  
に高つた。その関係もあつた。17313と検  
討していただき、その問題を17313と認  
めておいてください。

20番

おう一果だのと同じです。今でも最  
低25セント以内の一般家庭をとおさうんたて  
うんたて。30セントから40セント取り上げよう  
が、視察したところ、10セントまで下げると  
悪化する。そのようにお考えです。それで  
その半額にする。あるものは3分の1まで、その他  
は10セントまで下げよう。その問題もあつた。  
掘削費は十分確保し、見直しは必要です。

市長

一前港費におきかえて、その人々の家庭換  
算：あつたの営業関係の13分の1の段階において  
その量を落とすと思つた。大体その量にお  
いて差がある人はいないかと思つた。

20 審

1. 市から4の半額なり。その日は3分の1額なり  
りなき事なしである。市から研究費の形に健康  
康都市にかさねし11格のりの中3行政、大衆  
に答えたいという：そのうちお考之は計画に  
あつたものである。直接市費に移す。業者の問題  
と。予算の問題も同様である。そのほか、  
研究費の方格をやはり慶介知事に対して、宛  
野澤市が当局である。これらからいって、その  
りの方格である。これは、  
りの方格である。これは、  
りの方格である。これは、

市 費

現在千りの余計 深山は11子 家庭にお  
かす。殆んど営業さかす。いふ方が多し人  
は、  
りの方格である。これは、  
りの方格である。これは、  
りの方格である。これは、  
りの方格である。これは、  
りの方格である。これは、

議 案

次の3審の棚子整理案の1の箇内を評し  
る。





長にたいし、二重にたいしき長にたいしう考をもちいけり  
りす。外に面々たるは直接平身たる。政府に  
関係する。市にたいしき来るなりは、色々たる面々  
たる平身の許す範囲内たる努力にたいしき長にたいし思ひ

### 13 番

新設性をたし、早目に整理する格う愛想にたいし  
りす。次に福祉事務所と併せたいす。前日後  
折の隣に支所がありたり。しかしこの間は  
たつたに格う状態に、色々たる福祉関係の平陸を  
考へたいし。長にたいしき不願をきたすに格う状態  
にありたり。ゆかにたいし。この格う状態にたい  
し、まず格う格う。この格う長にたいし。この格う  
折回は解りやせたり。この格う。この格う。この格う  
をきたすにありたり。この格う。この格う。この格う

### 答 案

回答にたいし。当然にこの格う。市にたいし  
にたいし。この格う。当然にこの格う。この格う。この格う  
格うにたいし。この格う。この格う。この格う

### 13 番

この格うの問題にたいし。

### 答 案

この格うにたいし。



省新設の法人等(兼)様々というが、これは、連絡等  
もつたことによるもの。

13 春

理取のことは、さういふ連絡をすれば、支障  
をきたすという様な状態は、ない。早急に来た  
措置をいつか下す。

厚生課長

二小の政村の機構改革は、ありまう。一応  
ある程度支障は、ない。しかし、これは、出来た  
支障を、さういふ様なこと、一応努力  
して、下す。

13 春

私に知らずして、さういふこと、一応手続を  
とら、約1ヶ月は、かかる。調査は、来て、さうい  
ふ17当分の人は、事務所に、さういふ様な状態  
あり。さういふ所も、あり、さういふ。結局、年月  
が、さういふ間、大変、さういふこと、あり、さうい  
う。又、さういふ人が、さういふこと、要する  
こと、さういふ間、年月、さういふこと、さうい  
う、さういふこと、福祉事務所の設置も、要する  
かり、さういふ。

厚生課長

福祉事務所の設置は、さういふこと、さういふ。今後の  
場合、さういふ本土復帰を、前段、さういふこと、さうい  
本土復帰、さういふ。福祉事務所の、さういふこと、さうい  
義

積小ありといふ事。政府又の果の支那に於ける  
款なり。此れ以前より各市町村に福祉事務所の  
支所を出張所を作つたといふ事にはなかり。管野  
津、浦添に於て。速に之を3区に1か所と強ひて以  
て之を復歸を前提として政府の支所を市町村に  
移すべしとの。市町村に移す。やいなさいに移すべし  
との。果敢にもつて之をいふ事なり。今から福  
祉事務所を政府の支所とすといふも。随分将来に  
向つて。市町村に人々をいかに思ふといふ事なり  
なり。

### 13 番

市町村の解体は市の方からなす事。此の  
方面を早目にやつたらぬといふ事。  
福祉関係の面をわきまを兼ねて住民の一人一人  
を早目にやつたらぬといふ事。さう思ふ款あり  
なり。以上を終りす。

### 議 案

次の4番の次々審議の1の市内を新1区す

### 4 番

市の市内の1番目の市役所についでに之を  
ついでに同じく1区に思ふ事。市の根本は  
人口に思ふ事。従来より申す統計に於ては  
市野津市の人口が43,000といふ事。市報に於て。そ  
ういふ事からして1区に思ふ事。實際に於ては  
市報に於て39,000といふ事。1区に思ふ事  
は。6,000といふ事。4,000以内の数字の

課長よりある程度住民の掌握が不十分だと考  
えられた人です。これは市の数字の差はどのよう  
な理由から来たか。先ず市の案から内閣を離れ  
ます。

### 市 長

回答の仕方です。住民登録の人口と国勢調  
査の人口の差が約30%という数字は「ざ」で  
案の差が約2%。私も非常に不審に思っています  
数字のざいりです。一応この問題をクリアしては  
住民登録の件と関係するよう項目のありませ  
ん。これは国庫を取つた。これは移転にも関係  
する数字のざいりです。この人が移転したか。他  
市町村に行くか。あるいは大規模な居住の  
変更がなされるか。どうして居住の把握が  
十分でないか。どうして人口が「ざ」と思っ  
たりする。特に住民登録は「ざ」もある。は  
本に行くか。他市町村に行くか。多「ざ」うが  
現状の数字のざいりです。

### 4 番

1から15市は従来の国勢調査が完成しな  
がった状態です。これは電研市の人口は43,000  
人です。これは市議会でも説明されたと思っ  
ています。電研市の人口は「ざ」と把握され  
たりする。

市 長

同類調査の人口は、39,700にすぎない  
のに対し、住民登録の人口は、25,432と、  
4万4,500に達している。

4 番

これは、市長の海外出張による、  
在野派の人口は、4,500にすぎない  
のに対し、答に20,000に達している  
のことは、把握している。実際

市 長

同類の調査は、21,317に、住民登録人口は  
1,600に達している。

4 番

住民登録人口は、その場合、  
39,000に達している。登録人口は、  
43,000に達している。そのうち、  
44,000に達している。そのうち、  
1,600に達している。そのうち、  
1,600に達している。そのうち、

実際には、そのほか、調査の結果、  
1,600に達している。そのうち、  
1,600に達している。そのうち、  
1,600に達している。そのうち、

市 長

この調査の結果、住民登録の原因が  
あるにすぎない。特に住民登録の  
調査の結果、1,600に達している。  
住民登録の調査の結果、1,600に達している。

人の間に使う。先づこの間に中部の中部の事  
(所)にても問題のことがあり。この住民登録  
をこの場合に行う。この解の解の方向が不  
人とも。またこの間の方向は150と標  
寸の標と110と11。指示は17とあり。

### 4 番

住民登録法は3ヶ月以上居住するといふことは  
先づあると思ふ。1ヶ月前から不在とする  
留滞津市民は150といふ方もあり。その場  
合に職権を行使するべきと思ふ。そ  
ういふ措置は、110と110とあるといふこ  
とがある。

### 5 番

これは考えたい。

### 4 番

117と110。この措置は不十分。これは  
1 実際。留滞津市民の住民登録法上。ある日  
実際上の数字は、毎日の出入りの統計上  
操作は実際に行われる。操作は、ある日  
小人数が、2人、3,000、4,000の差といふこと  
は、117と110とある。これは、117と110と  
ある。これは、117と110とある。これは、117と110と  
ある。

市 長

一 市の考査に於ては、一市住民課長に答  
弁せしむる。

住民課長

今、住民登録人口と国勢調査の人口とが別  
に、大きな差があるといふことは、あり得る。この  
差は、この市は、4,750人であるといふことは、あり得る。  
その中で、この4,750人の中には、どういふふうか、その  
原因は、不正確な調査であるといふことは、今度、平  
均を求めると、誤差がある。

この国勢調査の調査の誤差は、誤差があるとい  
ふことは、職権をもち、この住民の實際を把握  
するといふ目的を考査するに、あり得る。

4 番

今度の調査の不正確な調査の誤差は、

住民課長

いい、この当初の平算の誤差は、

4 番

当初の平算の誤差は、この調査の誤差は、

住民課長

いい、この調査の誤差は、この調査の誤差は、  
この国勢調査の調査の誤差は、10月1日現在の調査  
に、あり得る。



#### 4番

12月解りた。前同の本旨に入ります。今度  
の市民税の減額件数が12,100件とす。それ  
に対して275件の減額がありす。その理由は  
次の通りです。

#### 租務課長

お答えします。その275件、先日の天久議員の  
資料に示した通りです。12月11日解り解りした  
12月11日、その中では始めから具体的に申した  
初年度は、減額件数と減額額とす。その中  
件数は12,077件に対して96,154<sup>00</sup>と、それ  
程の減額はす。11,813件とす。その合計は  
91,837<sup>00</sup>と。その内審査とす。12月11日  
減額した275件のうち1130とす。その合計  
減額はす。そのうち、そのうち、そのうち  
は、本日の減額はす。そのうち、そのうち  
す。

#### 4番

12月お伺いします。先程の人口の問題  
の不透明さを、14年前の定額法による  
の減額とす。住民サービスとの関係は、

#### 租務課長

12月自治会からす。納税者名簿は、提出  
されたものとす。それに対して、登録された  
方が実際の減額の方です。



手続は以下の通りである。バネアコックを1円にする。

税務課長

所得の13%を課税する。

4番

所得の13%を課税する。実際は、今度のバネアコックを1円にする。実際、今度のバネアコックを1円にする。実際、今度のバネアコックを1円にする。

税務課長

140万円以下は、年額140万円の所得である。140万円以下は、年額140万円の所得である。140万円以下は、年額140万円の所得である。

4番

140万円以下は、年額140万円の所得である。140万円以下は、年額140万円の所得である。140万円以下は、年額140万円の所得である。

税務課長

140万円以下は、年額140万円の所得である。

4番

140万円以下は、年額140万円の所得である。140万円以下は、年額140万円の所得である。140万円以下は、年額140万円の所得である。

あり程度は、K 佐氏登録。おきから一応は課税と  
いう考えは、K さん。

### 税務解説

K さん、K さん、K さん、K さん、K さん、K さん、  
と、おきから一応は課税と、思っています。

### 4 番

しかし、K さん、K さん、K さん、K さん、K さん、  
課税と、思っています。

### 税務解説

K さん、K さん、K さん、K さん、K さん、  
と、おきから一応は課税と、思っています。

### 4 番

K さん、K さん、K さん、K さん、K さん、  
と、おきから一応は課税と、思っています。

### 税務解説

K さん、K さん、K さん、K さん、K さん、  
と、おきから一応は課税と、思っています。

### 4 番

K さん、K さん、K さん、K さん、K さん、  
と、おきから一応は課税と、思っています。

税務課長

お礼の言葉です。

4 番

今度の課税は、この要議では、  
この世帯の世帯主の収入を、十分調  
査の上、収入を、この課税対象とするか  
と、この把握に、課税するかの、収入と、  
私の考えです。

税務課長

この世帯、お礼の言葉です。しかし  
この世帯主の、実態調査は、  
この世帯主の、

4 番

どうも、この実態調査は、  
この世帯主の、14年の収入の、  
未成年者、700円以内の収入の、  
を課税する人、この世帯主の、  
調査の上、調査は、この世帯主の、  
この調査は、この世帯主の、

税務課長

この世帯、先程申し上げた、  
申告の上、この申告は、  
扶養家族の入った、この世帯主の、  
この世帯主の、この世帯主の、

4番

じや、その中申告してある課税の場合には、  
うたがわす。その中貴方が、その申告額を  
しい異議申すにござい。じや間違ひはないかと  
訂正のお願いもしたいと思っております。課税以  
上の一応、その程度基礎となる額を課税  
ベースにしたいと思います。

税務課長

その申告額は、その源泉徴収額と一致しているかと  
いうこともあります。

4番

高「安」の問題は「な」です。

税務課長

いや、その源泉徴収額と一致しているかどうかが  
どうなるかはわかりません。

4番

内地に行っている学生にもあるが、学生の中には  
20未満の収入がある方もいます。課税対象者  
人です。そのうち、皆様が申し上げる今年は大体  
収入がある方が課税対象者になるというところ考  
えられています。実際調査はしません。

税務課長

源泉徴収額と一致しているかどうかが



税務課長

源泉と同一課税にす中、賦課のやりこま  
りせん。

4 番

賦課の法人にす。だから税務署にすれだけ  
どうにも税務署の問題に相当異議も法人  
にす新してすれん。すれんが外敷物に  
滞りもすれん。この状態にすは税務署から決  
定すれん。100のうちの調査をすれん。税務署以  
下の収入はすれん。この調査をすれん。すれん  
す。しかし皆さ人の課税は税務署にすれん  
をすれん。又その逆に税務署にすれん。すれん  
とす収入はすれん。だからすれん。最高を課す  
すれん。この解釈を生かすにす中。

税務課長

今のやりこまはす中。税務署の源泉以外  
にす中。賦課はすれん。すれん。

4 番

だからす中。税務署の課税はすれん。すれん  
異議申しす。すれん。すれん。滞りもすれん  
すれん。すれん。すれん。すれん。すれん。すれん  
すれん。すれん。すれん。すれん。すれん。すれん  
すれん。すれん。すれん。すれん。すれん。すれん  
すれん。すれん。すれん。すれん。すれん。すれん  
すれん。すれん。すれん。すれん。すれん。すれん  
すれん。すれん。すれん。すれん。すれん。すれん  
すれん。すれん。すれん。すれん。すれん。すれん



租務課長

二の四. 租税の結果. 五の五. 減収. 六の六. 減収. 七の七. 減収. 八の八. 減収.

4番

減収. 九の九. 減収. 十の十. 減収. 十一の十一. 減収. 十二の十二. 減収.

租務課長

十三. 十二の十二.

4番

減収. 十四. 減収. 十五. 減収. 十六. 減収. 十七. 減収.

租務課長

十八.

4番

十九. 減収. 二十. 減収. 二十一. 減収. 二十二. 減収. 二十三. 減収. 二十四. 減収. 二十五. 減収. 二十六. 減収. 二十七. 減収. 二十八. 減収. 二十九. 減収. 三十. 減収. 三十一. 減収. 三十二. 減収. 三十三. 減収. 三十四. 減収. 三十五. 減収. 三十六. 減収. 三十七. 減収. 三十八. 減収. 三十九. 減収. 四十. 減収.

その旨を各課に通知し、ご留意を要する。

租務課長

昨年度に比べ、収入が増え、その割合も所得に占める割合も増えた。所得の増、その中、大半は「ご」である。

4 番

所得の増、大半は「ご」である。

租務課長

昨年度に比べ、収入が増え、その割合も所得に占める割合も増えた。所得の増、その中、大半は「ご」である。

4 番

1. 今年度は、昨年度に比べ、当然増収は14,000円多し、今年度は、収入増、その割合も所得に占める割合も増えた。所得の増、その中、大半は「ご」である。

租務課長

昨年度に比べ、収入が増え、その割合も所得に占める割合も増えた。所得の増、その中、大半は「ご」である。

4 番

所得の増、その割合も所得に占める割合も増えた。所得の増、その中、大半は「ご」である。



4 審

この17 = 中から11 = 中、消除がやり小7物3  
0.4 = 0.

程精詳伝

二中から11 = 中、20% 追加がこれ 住民等  
1.1 中から11 = 中、20% 追加がこれ 住民等  
先の中の中1.1 中から11 = 中、20% 追加がこれ  
1.1 中の中1.1 中から11 = 中、20% 追加がこれ  
1.1 中の中1.1 中から11 = 中、20% 追加がこれ

4 審

解らん不程を課に2.4 = 中、場合1.

程精詳伝

1.1. 1.1 中の中1.1 中から11 = 中、20% 追加がこれ

4 審

1.1 中の中1.1 中から11 = 中、20% 追加がこれ  
1.1 中の中1.1 中から11 = 中、20% 追加がこれ  
1.1 中の中1.1 中から11 = 中、20% 追加がこれ  
1.1 中の中1.1 中から11 = 中、20% 追加がこれ  
1.1 中の中1.1 中から11 = 中、20% 追加がこれ

程精詳伝

1.1 中の中1.1 中から11 = 中、20% 追加がこれ  
1.1 中の中1.1 中から11 = 中、20% 追加がこれ  
1.1 中の中1.1 中から11 = 中、20% 追加がこれ  
1.1 中の中1.1 中から11 = 中、20% 追加がこれ  
1.1 中の中1.1 中から11 = 中、20% 追加がこれ

4 番

いや、だからこれ一冊発行して認めてもらうのは  
貴方の本程精確かすところから、認めてもらう。  
紙にすらすらと。

程精確

紙にすらすらと。

4 番

もうこれ程の46冊にいうところの  
してのものがいいから解決を思っています。

程精確

当然又奥書に期間も二週間くらい、  
の案に十分要請をしていくべき。

4 番

奥書に10日以内の期限もよく、  
と書いてもらう。

程精確

いや、二週間以内の期限の  
より認めてもらう。後、奥書に  
より二週間以内の期限を  
より認めてもらう。

4 番

それ、二週間以内の期限も10名  
がやる。後、二週間以内の  
金額は、二週間以内の  
金額は、二週間以内の

七 賦課しむといふことには、人々を、税当せん  
人も、念書を行は、異議申し立てし、後  
に税金を納むる。

### 租務課税

二 此の 課税は、二つの方法がある。当然の  
も、一は、その 税当りとして、  
当然又異議申し立てされ、義務も、  
義務といふ。お、二つとも、  
の、二つとも。

### 4 審

二 此の 審判は、二つの方法がある。当然の  
も、一は、その 税当りとして、  
当然又異議申し立てされ、義務も、  
義務といふ。お、二つとも、  
の、二つとも。

二 此の 審判は、二つの方法がある。当然の  
も、一は、その 税当りとして、  
当然又異議申し立てされ、義務も、  
義務といふ。お、二つとも、  
の、二つとも。

二 此の 審判は、二つの方法がある。当然の  
も、一は、その 税当りとして、  
当然又異議申し立てされ、義務も、  
義務といふ。お、二つとも、  
の、二つとも。

人の子。大抵申出を由にせし 申出との関係は  
く。その課程を以てするや、この様な印象が  
りたる人の子の中。

4番

予算がのり出束の内、実際はのり。本来は課税を  
体の掌握のものと課税すべきでしょう。

税務課長

市内全域をのりとして調査するに必要はない。市の  
より人々もごまかさない。特に不可解なものは、一応  
調査しない方がいい。

4番

解るものも課税。今の内地で行っているの  
がいくらか課税のりでしょう。

税務課長

そういうものがあつたと言ふことは、十分認めます。

4番

じや、会費を発行する前に申告は6月30日とい  
やうな。その相当の期間がある。それがその調査を  
一ヶ月の基礎対象として十分日数にはあらずと。その程  
度の課税はあつたはず。10月現在の場合は、特にい  
どかたかと言ふ事を(判)してあつたはず。税務体の  
掌握と言ふのが非常にあつたはずかと思ふ。一  
般向はあつたはず。皆林方が、と言ふことはそれは  
問題があつたはずがそのあつたはず。既述の  
のりと言ふ者に対して税を課す。異議申立てをすれば  
のりと言ふことは、その場合は、本来の問題が大きい  
はず。実際調査は簡便者の簡便者格者に対して  
税を課すと言ふことがあつたはず。